

函 市 く

令和5年(2023年)7月14日

報道関係各位

市民部くらし安心課長

『特殊詐欺被害防止対策機器購入費補助金』および『函館市消費生活センターの移転について』にかかる報道依頼について

このことについて、報道方よろしくお願ひ申し上げます。

記

- 1 特殊詐欺被害防止対策機器購入費補助金
- 2 函館市消費生活センターの移転について

担当 くらし安心課
電話 21-3169

特殊詐欺被害防止対策機器の購入費を補助します

電話で親族や自治体、銀行等の職員を名乗り、現金やキャッシュカードをだまし取るなどの特殊詐欺が多発しています。函館市では、こうした被害を防ぐため、特殊詐欺被害防止機能付き電話機等(以下『電話機等』)の購入費の一部を補助します。



1 対象となる方

以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 函館市に住所を有し、居住していること。
- (2) 機器の購入時点で65歳以上であり、居住地において機器を設置し利用すること。
- (3) 本人または同一世帯の方が、この補助金の交付を受けていないこと。など

2 対象となる電話機等

令和5年度事業分については、函館市内に所在する店舗にて令和5年7月14日以降に購入した電話機等で、下記のいずれかに該当するものが対象です。

また、購入から90日以内または令和6年3月末日のいずれか早い期日までに申請が必要です。

※予算がなくなり次第、本年度の事業は終了します。

- (1) 固定電話機に接続する機器で、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能を有するもの。
- (2) 固定電話機に接続する機器で、管理サーバに登録された迷惑電話を発信する番号からの着信を自動で判別し、警告を表示し、または自動的に着信を切断する機能を有するもの。
- (3) (1)または(2)の機能を有する固定電話機

※ スマートフォン等の携帯電話機は補助対象外です。

※ 購入の際は特殊詐欺対策用であるかを必ず確認してください。

※ 市外店舗での購入やインターネットサイト、通信販売での購入は補助対象外です。



不明な場合は、事前にくらし安心課までお問い合わせください。

3 補助金額

電話機等の購入費用等（税込）に2分の1を乗じて得た額（100円未満切り捨て）が補助されます。

- ※ 補助金の上限額は10,000円です。
- ※ 送料、付属品の購入費や通信費等は補助の対象外ですが、設置費は補助対象に含みます。
- ※ 1世帯につき1台限りの申請になります。
- ※ 付随サービスの加入および利用等に要する費用は補助対象外です。
- ※ 電器店等のポイントでの購入分やキャッシュバックによる購入分は補助対象外です。

4 必要書類

以下の(1)～(6)の書類をすべて揃えて、下記の窓口または郵送にて提出願います。

なお、(1)の申請書兼実績報告書は、くらし安心課で配布しています。(市のホームページでもダウンロードできます。)

- (1) 補助金交付申請書兼実績報告書
- (2) 領収書等の書類(申請者氏名、製品名、購入店舗名、購入年月日の記載があるもの)の写し
- (3) 購入した電話機等の機能が確認できるもの(カタログ、パンフレット等)の写し
- (4) 申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、その他)の写し
- (5) 申請者の口座確認書類(通帳またはキャッシュカード)の写し
- (6) 申請者に市税の滞納がないことの証明書

※(6)の証明書は、税証明担当(市役所2階⑨番窓口)または各支所にて入手できます。(300円)

提出先

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

函館市市民部くらし安心課防犯担当

5 その他

- ・補助金の交付後に、対象要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けていたことが判明した場合、返金していただく必要があります。
- ・補助金の“振り込み詐欺”、“個人情報の搾取”にはご注意ください。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、補助金の交付を受けるために手数料などの振込を求めることはありません。
- ・自宅や職場などに市職員などのかたった不審電話や郵便があった場合は、函館市や最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

6 問い合わせ先 函館市市民部くらし安心課防犯担当 電話 (0138)21-3169

函館市消費生活センターの移転について

函館市消費生活センターにつきましては、現在入居しているテーオーデパート（株式会社テーオーデパート）が令和5年8月末日をもって閉店することから、亀田支所へ移転いたします。

また、移転に伴い、開所時間、相談受付時間および休所日が変更となりますので、あわせてお知らせいたします。

- 1 施設名 函館市消費生活センター
- 2 移転日 令和5年9月4日（月）
- 3 移転先 亀田支所1階（函館市美原1丁目26番8号）（下図参照）
- 4 移転後の開所時間等

- (1) 開所時間 午前9時から午後5時30分まで
- (2) 相談受付時間 午前9時から午後4時まで
- (3) 相談専用電話 83-7441（電話番号は変わりません。）
- (4) 休所日 土・日・祝日および年末年始（12月29日から1月3日まで）

5 休所日の電話相談窓口（年末年始を除く）

国民生活センター（午前10時～午後4時、局番なし「188」）

※ その他の電話相談窓口もありますので、詳しくは市のホームページをご確認ください。

URL <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014011700345/>

6 その他

移転準備作業のため、9月1日（金）・2日（土）は、電話相談（83-7441）のみの対応となります。

9月3日（日）は休所いたしますので、「5 休所日の電話相談窓口」をご利用ください。

